

熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画 実施マニュアル

【初動対応編】

(未発生期(海外発生期直前)～海外発生期)

このマニュアルは、熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画に掲げた県（健康危機管理課及び県保健所）における対策の実効性確保を目的に策定したものです。

初動対応編は、県行動計画で規定した「未発生期」（海外発生期直前）から「海外発生期」までに実施する対策の具体的な手順や内容を記載しています。

マニュアルは今後、毎年実施する訓練等の検証を通じて適宜見直しを行います。

平成27年3月

熊本県健康福祉部
健康危機管理課

< 目 次 >

未発生期（海外発生期直前）

海外で新型インフルエンザ等疑い患者が多数発生、WHOが対応方針を検討している状況

1 海外発生期直前を想定した実施体制の整備 P 1 ~ P 3

【健康危機管理課】

- (1) 庁内各部局、関係機関との連携体制の確認
- (2) 新型インフルエンザ等相談窓口の設置準備
- (3) 熊本県新型インフルエンザ等対策本部会議の開催準備
- (4) 報道対応の準備
- (5) 情報収集・提供
- (6) 課内の体制の確認

【保健所】

- (1) 所内、局内、関係機関との連携体制の確認
- (2) 新型インフルエンザ等相談窓口の設置準備
- (3) 地域新型インフルエンザ等対策本部会議の開催準備
- (4) 情報収集・提供
- (5) 所内の体制の確認

海外発生期

WHOの新型インフルエンザ等発生宣言以降、国内で患者が確認されるまでの間(2009年の際は約3週間)

1 海外発生期における実施体制の整備 P 4 ~ P 6

【健康危機管理課】

- (1) 熊本県新型インフルエンザ等対策本部の設置
- (2) 基本的対処方針案の作成
- (3) 熊本県新型インフルエンザ等対策本部会議の開催

【保健所】

- (1) 地域新型インフルエンザ等対策本部の設置
- (2) 地域新型インフルエンザ等対策本部会議の開催

2 サーベイランスの強化 P 7 ~ P 8

【健康危機管理課】【保健所】

- (1) 患者の全数把握
- (2) 学校サーベイランスの対象拡大

3 情報提供・共有 P 9 ~ P 12

【健康危機管理課】【保健所】

- (1) 相談窓口の設置
- (2) 情報収集・提供

4 予防・まん延防止対策 P 12

【健康危機管理課】【保健所】

- (1) まん延防止対策
- (2) 渡航者対策
- (3) 入国者対策
- (4) 在外県民支援
- (5) 予防接種

5 医療体制の整備 P 14 ~ P 20

【健康危機管理課】【保健所】

- (1) 帰国者・接触者外来の設置
- (2) 医療機関への情報提供
- (3) 検査体制の整備
- (4) 予防投与

6 県民生活・経済の安定 P 20

未発生期(海外発生期直前)

1 海外発生期直前を想定した実施体制の整備

【「未発生期」(海外発生期直前)の国・県・保健所等の動き】

WHOによる公式発表の前段階で、海外で新型インフルエンザ等発生の動きが報道されるなど海外発生期直前の健康危機管理課、保健所の体制づくりを進める。

海外		各国によるサーベイランス強化 WHOによる情報収集・対応方針検討	
国		海外の情報収集(厚労省、外務省) 県等へ情報提供	
県庁 健康危機管理課	実施体制の整備 国等から情報収集・提供		
県保健所	実施体制の整備 県等から情報収集・提供		
市町村 医療機関等	市町村行動計画の確認 診療継続計画等の確認		

【健康危機管理課】

(1) 庁内各部局、関係機関との連携体制の確認

名簿の作成・更新

新型インフルエンザ等対策連絡名簿〔様式1〕を作成(更新)する。

夜間、休日の連絡体制の確認やメーリングリストも準備する。

各部局、保健所等への情報提供

適時に情報を提供し、取組状況を確認する。

(2) 新型インフルエンザ等相談窓口の設置準備

相談窓口の設置場所及び設備

設置場所は健康危機管理課内とし、必要な設備を準備する。

新型インフルエンザ等相談窓口の設置イメージ(必要な設備等を含む)は〔別紙1〕のとおり。

電話相談員の派遣要請

電話相談員名簿〔別紙2〕に基づき、関係者、所属に派遣を要請し、業務概要を説明する。

相談窓口の設置時期

相談窓口は海外発生期に設置予定であるが、必要に応じ県対策本部設置前に相談窓口を設置する。

保健所、市町村への連絡

保健所、市町村に対し相談窓口の設置準備を依頼する。

(3) 熊本県新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部」)会議の開催準備

会場の準備

県対策本部の会議は知事応接室(本館5F)、その他の会議は聴聞室(新館3F)で行う旨を関係課等に事前説明(発生時の優先使用について)し了解を得ておく。

会議資料の準備

会議次第、出席者名簿、配席表、県の基本的対処方針案等を予め準備する。

(4) 報道対応の準備

広報課との協議

知事記者会見をはじめとした報道対応全般について事前に確認する。

情報提供資料の事前準備

報道資料、専用ホームページ等の様式を事前に準備する。[様式2]

(5) 情報収集・提供

国からの情報収集

内閣官房新型インフルエンザ等対策室、厚労省から情報を収集する。

WHO等からの情報収集

WHO等の海外情報や新聞情報等も併せて収集する。

情報提供

必要に応じ、保健所をはじめ、本部構成員や医療関係団体、指定地方公共機関等へ情報を提供する。

(6) 課内の体制の確認

課内会議(班長以上)により、健康危機管理課BCP(事業継続計画)に基づく業務処理方針、課内の応援体制を確認する。また、BCPにおける実施(業務の切替)時期を決定する。

【保健所】

(1) 所内、局内、関係機関との連携体制の確認

名簿の作成・更新

新型インフルエンザ等対策連絡名簿[様式1]を作成(更新)する。

夜間、休日の連絡体制の確認やメーリングリストも準備する。

医療機関への連絡はメールを原則とし、相手方の状況により対応する。

関係機関への情報提供

健康危機管理課からの情報を関係機関へ適宜提供し、取組状況を確認する。

(2) 新型インフルエンザ等相談窓口の設置準備

相談窓口の設置場所及び設備

設置場所を決定し、必要な設備を準備する。

新型インフルエンザ等相談窓口の設置イメージ(必要な設備等を含む)は[別紙1]のとおり。

電話相談員への業務概要説明

予め定めた電話相談員配置案に基づき、電話相談員に業務概要を説明する。

相談窓口の設置時期

相談窓口は海外発生期に設置予定であるが、必要に応じ県対策本部設置前に相談窓口を設置する。

(3) 地域新型インフルエンザ等対策本部(以下「地域対策本部」)会議の開催準備

以下について事前に関係課と協議し決定する。

地域対策本部会議の会場

その他の会議の会場

事務局の設置場所

(4) 情報収集・提供

健康危機管理課からの情報収集

新聞等の情報収集

新聞情報等も併せて収集する。

情報提供

必要に応じ、地域対策本部構成員、市町村及び医療機関等へ情報を提供する。

(5) 所内の体制の確認

各保健福祉環境部BCPに基づく保健所内の体制及び各課の業務処理方針
 (新型インフルエンザ等発生時の班体制及び担当業務の内容)を確認する。

(参考) 2009年(平成21年)新型インフルエンザA(H1N1)発生直後の状況

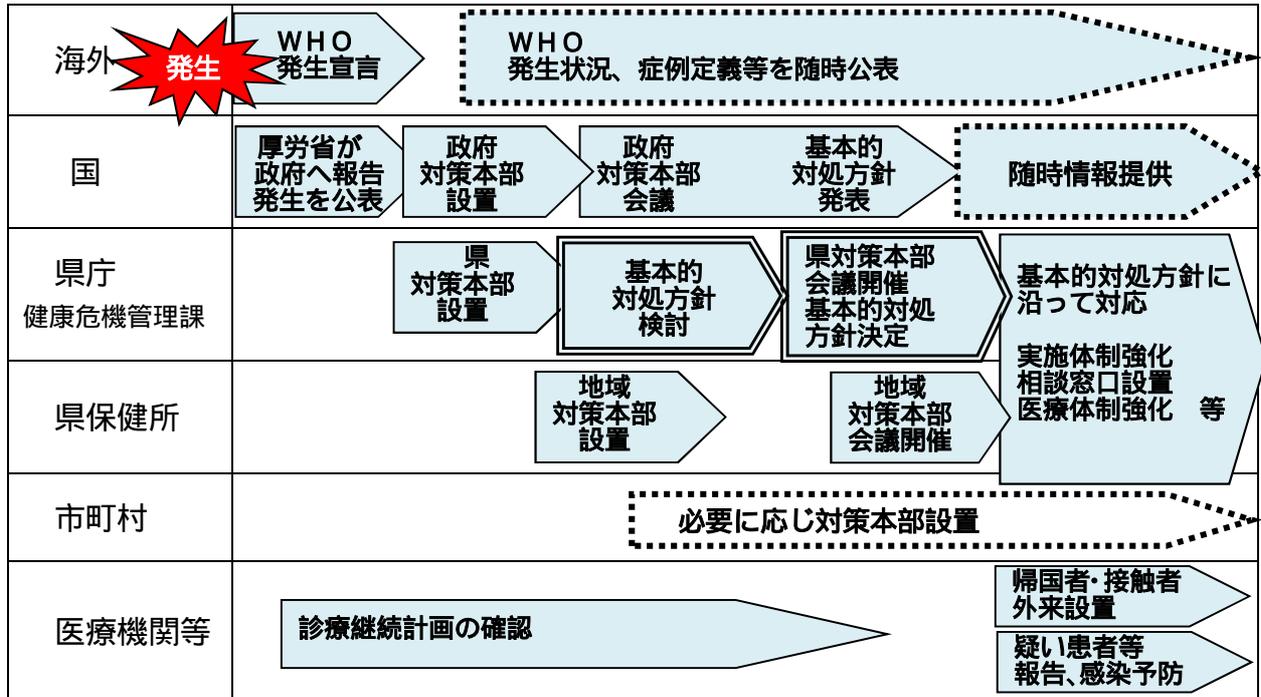
海外の動き	国内の動き	熊本県内の動き
4/23 豚インフルエンザ発生 緊急発表〔メキシコ政府〕	4/27 当面の政府対処方針策定	4/26 相談窓口設置〔県〕
4/28 フェーズ4宣言〔WHO〕	4/28 第1回対策本部会議 " 基本的対処方針決定	4/28 第1回対策本部会議〔県・市〕 " 発熱相談センター設置〔県・市〕 " 発熱外来設置〔県〕
4/30 フェーズ5宣言〔WHO〕	4/30 対策本部幹事会	4/30 第1回対策本部幹事会〔県〕

海外発生期

1 海外発生期における実施体制の整備

【「海外発生期」当初の国・県・保健所等の動き】

WHOが発生を宣言し、国、県は基本的対処方針に基づき、具体的な新型インフルエンザ等対策に着手する。



【健康危機管理課】

(1) 熊本県新型インフルエンザ等対策本部の設置

政府対策本部設置に関する二役報告をもって、熊本県新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部」)を設置することとする。(二役報告資料[様式3])

国からの情報受信

内閣官房新型インフルエンザ等対策室から政府対策本部設置の情報を受信する。

県対策本部の設置

政府対策本部の設置後、直ちに設置する(特措法第22条)

- ・知事・副知事への報告 健康危機管理課が直接説明を行う。
- ・危機管理監への報告 健康危機管理課が直接説明を行う。
- ・対策本部員等(各部局長、筆頭課長、担当者)への報告 メールで報告する。

県対策本部会議の開催案内

本部会議の開催日時、場所(知事応接室)を秘書課と調整し、関係者へ案内する。

保健所への地域対策本部の設置要請

保健所(熊本市を含む)へ県対策本部設置に関する情報を提供し、地域対策本部の設置を要請する。

(2) 県の基本的対処方針案の作成

政府の基本的対処方針を受け、県の基本的対処方針案を健康危機管理課が速やかに作成する。 [様式 4]

○方針に盛り込む内容(例)

県行動計画 p35 ~ p41 参照

- 1 実施体制
 - ・ 県行動計画に基づき全庁一丸で対応
- 2 サーベイランス・情報収集
 - ・ 新型インフルエンザ等患者の全数把握の実施
 - ・ 新型インフルエンザ等入院患者の全数把握の実施
 - ・ 学校等でのインフルエンザ集団発生把握の対象を大学、短大まで拡大
- 3 情報提供・共有
 - ・ 新型インフルエンザ等相談窓口の設置(本庁、保健所)
 - ・ 県ホームページ等を通じた情報提供
- 4 予防・まん延防止
 - ・ 県内でのまん延防止対策(県民、事業者への感染対策の勧奨)
 - ・ 渡航者対策(海外情報の提供、注意喚起)
 - ・ 入国者対策(患者、検体搬送に関する検疫所との連携強化)
- 5 医療
 - ・ 帰国者・接触者外来設置の要請
 - ・ 保健所の相談窓口を通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知
 - ・ 症例定義、診断・治療に関する情報を医療機関へ迅速に提供
 - ・ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を要請
- 6 県民生活及び県民経済の安定の確保
 - ・ 指定地方公共機関への事業継続の要請
 - ・ 職場における感染防止対策の要請

(3) 熊本県新型インフルエンザ等対策本部会議の開催

県対策本部会議による県の基本的対処方針の決定

- ・ 日時：秘書課と日程調整し速やかに決定
- ・ 場所：知事応接室
- ・ 内容：新型インフルエンザ等の発生状況の説明
本県の基本的対処方針の決定

必要に応じ各部筆頭課等も対策本部会議に参加

保健所への情報提供

各保健所(熊本市を含む)へ県の基本的対処方針に関する情報を提供する。

- ・ メール等により適宜実施
- ・ 県庁ネットワーク(共用キャビネット)へ掲載(随時更新)

政府対策本部が基本的対処方針で定める事項(特措法第18条第2項)

- 1 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- 2 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
- 3 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

【保健所】

(1) 地域新型インフルエンザ等対策本部の設置

地域振興局長への報告をもって、地域新型インフルエンザ等対策本部（以下「地域対策本部」）を設置することとする。（報告資料：健康危機管理課から提供された二役報告（写）を使用）

健康危機管理課からの情報受信

府県対策本部、県対策本部設置に関する情報（二役報告（写）他）を受信する。

地域対策本部の設置

県対策本部の設置後、直ちに地域対策本部を設置する。

- ・ 地域振興局長への報告 保健所長（又は次長）が直接説明
- ・ 地域対策本部員等への報告 メール等で報告（局長、局次長、各部長等へ）

地域対策本部会議の開催準備

地域対策本部会議の日時、場所を総務振興課等と調整し通知する。

(2) 地域新型インフルエンザ等対策本部会議の開催

地域対策本部会議を開催し、県の基本的対処方針の内容を確認し、地域における当面の具体的な取組みについて協議する。

地域対策本部会議の開催《地域対策本部設置後速やかに開催》

- ・ 日時：総務振興課等と日程調整により決定
- ・ 場所：地域振興局会議室等
- ・ 内容：新型インフルエンザ等の発生状況の説明

県の基本的対処方針の確認

健康危機管理課への報告

地域対策本部会議の終了後、地域対策本部会議の結果を健康危機管理課へメールで報告する。（会議次第、出席者名簿等）

2 サーベイランスの強化

【サーベイランスの意義】新型インフルエンザ等が発生した際には、国内での発生をできるだけ早く発見し、その後の感染の広がりや患者数の増加の状況を調べ、公表することで国民一人一人や、地方公共団体、医療機関その他様々な関係者が流行状況に応じた対策を行うために活用できる。また、早期に発症した患者の症状や診断・治療の状況、結果など具体的な情報を分析し、取りまとめて医療関係者に提供することで、その後の患者の診断・治療を的確に行うために役立てることができる。

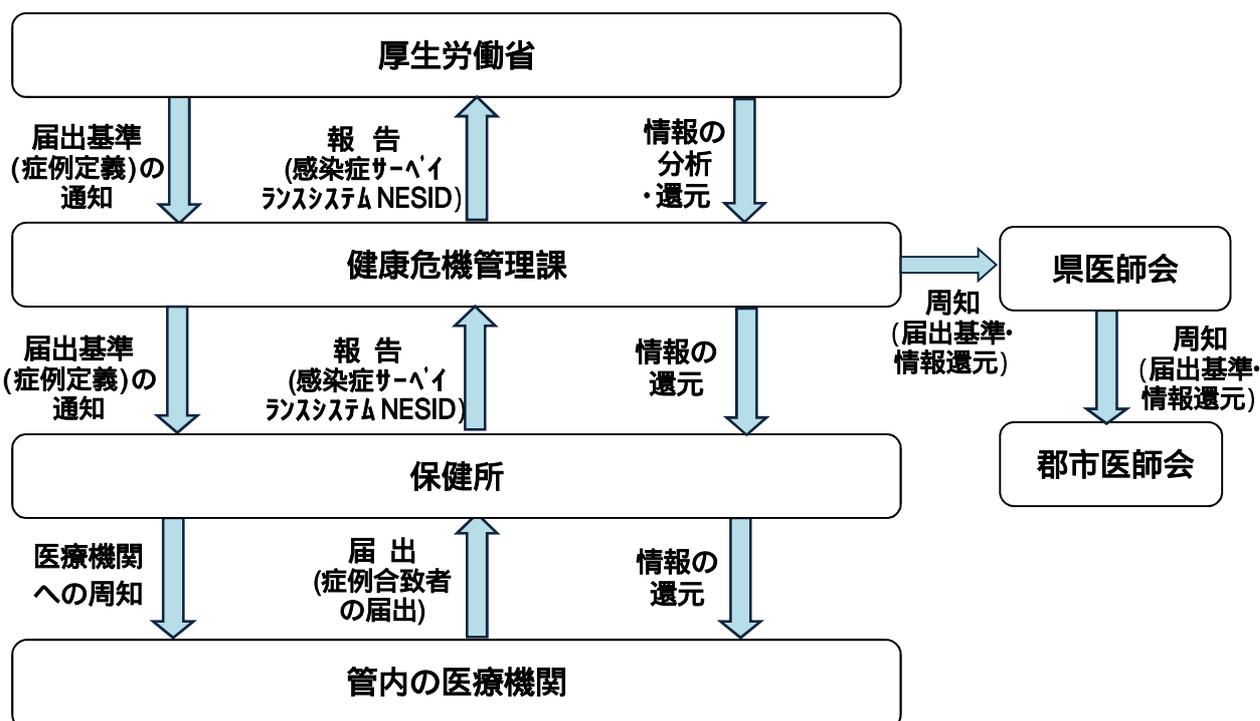
「サーベイランスに関するガイドライン」抜粋

各発生段階におけるサーベイランス (県行動計画p.16 別表4より)

インフルエンザに関するサーベイランスの種類	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
1 平時から継続して行うサーベイランス						
・患者発生サーベイランス (インフルエンザ定点医療機関報告)						
・入院患者サーベイランス (基幹定点医療機関報告)						
・ウイルスサーベイランス						
・学校等におけるサーベイランス (インフルエンザ様患者発生報告)						
2 新型インフルエンザ患者発生時に強化するサーベイランス						
・患者全数把握	×				×	×
・死亡者、重症患者の状況把握	×					
・学校サーベイランスの強化 (報告施設の拡大)	×				×	
・ウイルスサーベイランスの強化 (患者全数把握等でのウイルス検査)	×				×	

：実施、 ：状況により実施、 ×：中止

患者全数把握の流れ



(1) 患者の全数把握

【健康危機管理課】

届出基準（症例定義）の通知

厚生労働省からの疑似症患者及び確定患者の届出基準の通知を受け、県医師会及び各保健所に通知し、各医療機関への周知を依頼する。併せて県ホームページに掲載する。

感染症サーベイランスシステム（NESID）による報告

保健所から NESID による報告を受け、同システムにより国に報告する。

情報の還元

厚生労働省の分析・還元情報を、県医師会、保健所を通じ郡市医師会及び各医療機関に提供する。

【保健所】

届出基準（症例定義）の周知

健康危機管理課から通知を受け、管内医療機関に届出基準を周知する。

感染症サーベイランスシステム（NESID）による報告

管内医療機関からの届出内容を NESID により健康危機管理課へ報告する。

情報の還元

国から還元された情報を管内医療機関に提供する。

(2) 学校サーベイランスの対象拡大

学校等の休業の実施状況や集団発生の状況を調査することにより、感染が拡大しやすい学校等の集団生活の場において逸早く新型インフルエンザの流行のきっかけを捉え必要な対策を講じる。
「サーベイランスに関するガイドライン」抜粋

【健康危機管理課】

学校サーベイランス(学校等におけるインフルエンザ様疾患発生報告)の対象を大学、短大にまで拡大し、臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)の状況等を確認する。大学等への協力依頼

県内の大学及び短大に対して、学校サーベイランスの対象となることを通知し、報告への協力を依頼する。

< 依頼内容 >

- ・インフルエンザ様症状のある学生を把握し保健所へ報告すること
- ・インフルエンザ様症状のある学生の発生国への渡航歴や患者との接触の有無などの情報を把握し、当該情報を保健所へ連絡すること（または学生本人に対して保健所へ連絡するよう指示すること）

国への報告

保健所から報告を受け、内容を確認し国に報告する。

情報提供

患者発生状況は、当日中に報道機関等に情報提供する。

【対象となる大学・短大】

- | | | |
|-------------|------------|----------|
| ・熊本大学 | ・熊本学園大学 | ・東海大学 |
| ・熊本県立大学 | ・熊本保健科学大学 | ・平成音楽大学 |
| ・熊本県立技術短期大学 | ・尚綱大学 | ・中九州短期大学 |
| ・九州看護福祉大 | ・尚綱大学短期大学部 | |
| ・九州ルーテル学院大学 | ・崇城大学 | |

実施期間

海外発生期、県内発生早期及び小康期

(政府行動計画における国内感染期には、報告対象施設の大学、短大への拡大は中止するが、県内未発生期または県内発生早期の段階である場合は、対象拡大を継続し、集団発生の患者の検体分析を可能な限り継続する)

【保健所】

健康危機管理課の通知に基づき、管内の発生状況を確認し、健康危機管理課へ報告する。

3 情報提供・共有

(1) 相談窓口の設置

新型インフルエンザ等相談窓口(以下「相談窓口」)を、健康危機管理課、保健所及び各市町村に設置する。

< 県、保健所、市町村の相談窓口の主な機能と設置時期 >

	県(健康危機管理課)	保健所	市町村
名称	新型インフルエンザ等相談窓口		
主な機能	ア 一般的な相談 イ 帰国者・接触者相談窓口	ア 一般的な相談 イ 帰国者・接触者相談窓口 ウ 帰国者・接触者外来の受診指示	ア 一般的な相談 イ 要援護者の生活支援相談
設置時期	ア 海外発生期～小康期 イ 海外発生期～県内発生早期	ア 海外発生期～小康期 イ 海外発生期～県内発生早期 ウ 早期	ア 海外発生期～小康期 イ

【健康危機管理課】

課内に相談窓口を設置し、保健所、市町村に相談窓口の設置を要請する。

課内に相談窓口を設置

- ・相談時間：午前9時～午後7時(当分の間、土日・祝日も対応)
- ・相談方法：感染予防・拡大防止のため原則電話対応とし来所相談は行わない(感染者の来所に備え、マスク等を準備)
- ・相談員：部内職員(3名体制)
- ・相談内容：ア 新型インフルエンザ等に関する一般的な相談
イ 帰国者・接触者相談(該当者は保健所につなぐ)
- ・相談記録：電話相談の概要を所定の様式に記録し、Q & A作成等に活用
- ・設置時期：ア 海外発生期～小康期(県対策本部設置前後。前回2009年時は国から設置要請あり)
イ 海外発生期～県内発生早期

Q & Aの作成、周知

ア 作成・更新

- ・国のQ & A等を基に県の状況に応じたQ & Aを作成する。
- ・新たな情報や相談内容のフィードバックにより随時更新する。

イ 周知

保健所・市町村にメールで送信し、県庁ホームページに掲載する。

相談窓口設置の周知

報道資料及び県ホームページ等を通して県民へ周知する。

相談体制の見直し

- ・状況に応じて開設日や開設時間、相談員数などを随時検討する。
- ・設置の長期化等により人員不足が見込まれる場合は、外部団体（県看護協会等）への応援要請も含め対応を検討する。

【保健所】

所内に相談窓口を設置

- ・相談時間：午前9時～午後7時（当分の間、土日・祝日も対応）
- ・相談方法：感染予防・拡大防止のため原則電話対応とし来所相談は行わない（感染者の来所に備え、マスク等を準備、相談場所を確保）
- ・相談員：保健所職員（複数名体制）
- ・相談内容：ア 新型インフルエンザ等に関する一般的な相談
イ 帰国者・接触者相談
ウ 疑い患者に対する帰国者・接触者外来の受診指示
- ・相談記録：電話相談の概要を所定の様式に記録し、Q & A作成等に活用
- ・設置時期：ア 海外発生期（県対策本部設置前後）～小康期
イウ 海外発生期～県内発生早期
- ・設置場所：保健所内

相談状況の報告

健康危機管理課からの求めに応じ、相談状況を報告（件数、内容等）する。

〔新型インフルエンザ等電話相談員配置イメージ〕

<県庁 健康危機管理課内>

電話相談業務は、3名体制で運用する。

相談員のうち2名は、部内(健危課を除く)の保健師等によるローテーションにより配置する。

残り1名の相談員は、職種は定めず、部内各課に要請し配置する。

ローテーションイメージは、別に定めるとおりとする。

相談員は、健康危機管理課の相談業務担当者と連携し業務に従事する。

健康危機管理課は、年度当初に相談員として従事可能な職員リストの提出を、部内各課に依頼し、相談員名簿〔別紙3〕を作成する。

相談窓口設置時には、名簿登載の優先順位に基づいて、健康危機管理課から電話相談業務に従事する職員の所属長に対して窓口業務従事を依頼する。

健康危機管理課は未発生期に、相談員名簿登載者等を対象に新型インフルエンザ等に関する研修を実施する。

<保健所>

保健所毎にあらかじめ定めた人員により対応する。

(2) 情報収集・提供

新型インフルエンザ等の県内発生の早期発見を目的に、国等から収集した情報を県民、医療機関、マスコミ、市町村等へ適時適切に提供する体制を強化する。

【健康危機管理課】

新型インフルエンザ等に関する情報収集

- ア 国(内閣官房新型インフルエンザ等対策室、厚労省)を通じ情報を収集する。
- イ WHO等の海外情報や新聞情報等を収集する。
- ウ 収集した情報を課内で共有する。

情報提供体制の整備

県民や医療関係者に対して迅速かつ一元的に情報を提供する。

ア 広報担当者の指定

審議員または課長補佐クラスの職員を指定する。

イ 広報担当者の役割

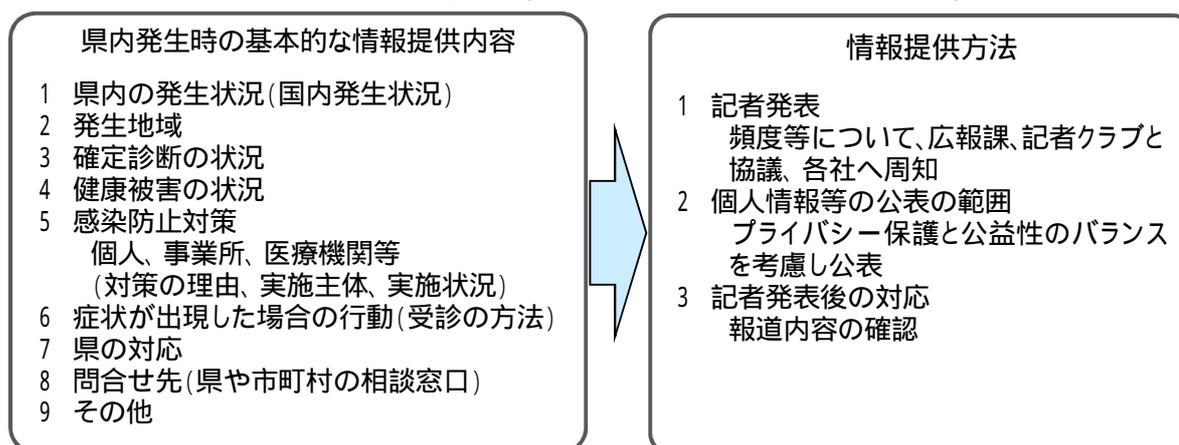
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の記者会見等を通じ、スポークスマンとして県内の発生状況や対策に関する情報をわかりやすく継続的に提供する。
- ・ 記者会見等には、専門的な立場で発言できる医師等も同席する。

重要な発表については、知事による会見を実施する。

ウ 情報提供にあたっての準備

- ・ 情報を集約・整理する。
- ・ 情報の受け手(県民、マスコミ、医療機関、市町村)に合わせ、情報を分かりやすく編集・加工する。
- ・ マスコミ、医療機関等の窓口をそれぞれ一本化する。
- ・ 外部からの照会内容を集約・整理し、Q & A等作成に反映する。

〔情報提供の内容・提供方法〕(情報提供・共有ガイドライン抜粋)



保健所等への情報提供

保健所をはじめ本部構成員や医療関係団体、指定地方公共機関等に対して、メーリングリストを活用するなど省力化し情報を提供する。

【保健所】

- ・ 保健所は、健康危機管理課から情報を収集し、保健所内で共有化する。
- ・ 必要に応じ郡市医師会や医療機関へ説明等を実施する。

4 予防・まん延防止対策

(1) まん延防止対策

【健康危機管理課】

県民等への感染防止対策の勧奨

手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感染防止策を勧奨する。

患者や濃厚接触者等への対応準備

患者への対応(治療・入院勧告等)や濃厚接触者等への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)を準備する。

事業者への要請

病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所へ感染防止対策の強化を要請する。

学校等の臨時休業基準の見直し・強化

ウイルスの病原性が高い場合、学校等の臨時休業基準を見直し、強化する。

【保健所】

上記 について管内市町村も対応するよう指示する。

(2) 渡航者対策

【健康危機管理課】

県民、事業者に対する周知

国が、不要不急の渡航延期を勧告した場合、県民や事業者に対し周知する。

海外への渡航者に対する注意喚起

国際課を通して、市町村のパスポート窓口での注意喚起等を行う。

(3) 入国者対策

【健康危機管理課】

検疫所等との連携

福岡検疫所等が実施する入国者対策に協力する。

・熊本空港(国際線ターミナル)における患者発生時には、福岡検疫所等からの協力依頼に応じ連携して患者搬送、検体搬送を実施する。〔別紙4〕

・交通政策課、県警等と情報を共有する。

感染者の密入国防止

県警、港湾課、河川課、農地整備課、水産振興課等と連携し情報を共有する。

水際対策関係者に対する感染対策

国の要請に応じて特定接種や抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

【保健所】

検疫所等との連携(御船保健所)

熊本空港(国際線ターミナル)における患者発生時には、健康危機管理課と連携して感染症指定医療機関等へ患者を搬送する。

(4) 在外県民支援

【健康危機管理課】

情報収集

発生国に滞在する県民の安否情報について、国際課を通じて収集する。

在外県民に対する周知

国による海外法人への帰国要請等がなされた際には、国際課を通じて在外県民への周知を図る。

留学生等への周知

発生国に滞在する留学生等に私学振興課や教育庁を通じ感染予防策を周知する。

(5) 予防接種

【健康危機管理課】

体制整備

未発生期に定めた方針に基づき、薬務衛生課及び県医薬品卸業協会等と連携し、国から供給されるワクチンの流通体制を構築する。

特定接種の実施

県職員の特定接種の実施について、総務事務センター職員厚生室等と予め協議しておく。

(特定接種の実施イメージ 県関係)

1 医師、看護師の確保

保健所、病院局、県医師会などと協議し、接種医師、看護師を確保する。

2 実施場所

あらかじめ定めた接種場所を実施する。

例：本庁は、地下大会議室等

出先機関は、こころの医療センターや各保健所を想定

3 接種対象者の決定

国から供給されるワクチンの量などに応じ、接種対象者を優先順位に応じて決定、期日を設定する。

4 接種対象者への通知

所属を通じ接種対象者に接種期日、時間及び場所を通知する。

住民接種の実施を要請（実施主体は市町村）

国の住民接種開始要請に備えて、市町村行動計画で定めた方針に基づき、接種体制を具体化するよう、保健所を通じて市町村に要請する。

県民への周知

ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制など具体的な情報について、県民や関係者に積極的に周知する。

国が実施するモニタリングへの協力

【保健所】

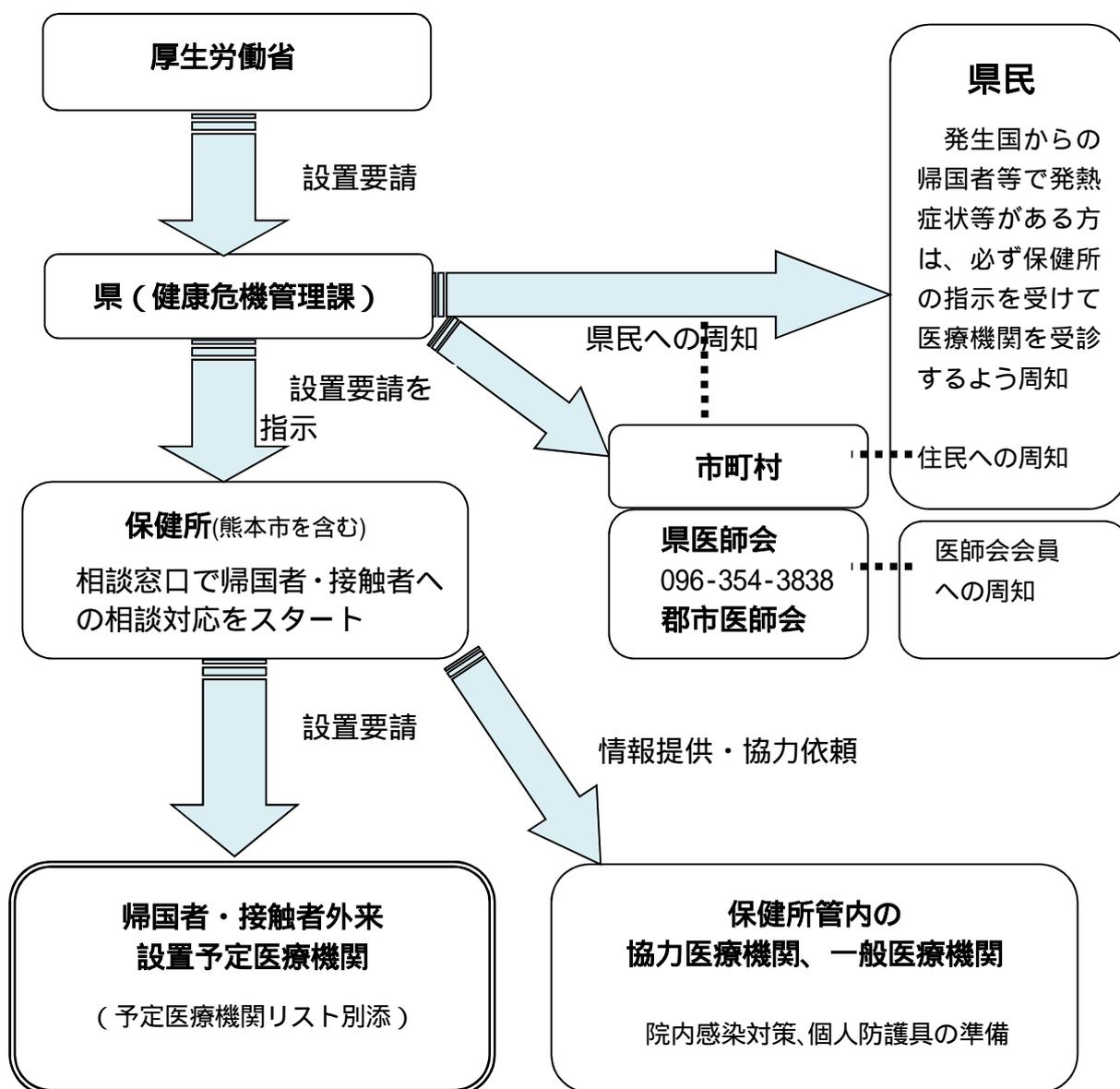
上記を受け、管内市町村に住民接種の準備を要請する。

5 医療体制の整備

(1) 帰国者・接触者外来の設置

帰国者・接触者外来の目的は、発生国からの帰国者と、患者との濃厚接触者が発熱・呼吸器症状を有する場合、新型インフルエンザ等により患っている危険性が、一般の患者と大きく異なることが想定されるため、帰国者・接触者相談センター(新型インフルエンザ等相談窓口)を通じてこれらの者を検査体制の整った医療機関へ確実につなぐとともに、患者を集約することで、まん延をできる限り防止することである。

新型インフルエンザ等対策「医療体制に関するガイドライン」P129 抜粋



【健康危機管理課】

厚生労働省から設置要請を受信

厚生労働省から帰国者・接触者外来の設置要請を受信する。

各保健所（熊本市保健所を含む）へ指示

- ・地域医療計画で定めた帰国者・接触者外来設置医療機関に対し、設置開始時期を明示した速やかな設置要請を行うよう指示する。
- ・その他の一般医療機関に対し、院内感染対策、個人防護具の準備等を依頼するよう指示する。

帰国者・接触者外来の周知

ア 県民への周知

記者発表の実施、県ホームページ等により県民に以下を周知する。

- ・帰国者・接触者外来設置の趣旨
- ・設置開始時期
- ・受診対象者
- ・利用方法（医療機関受診前に保健所へ相談すること）
- ・相談窓口の連絡先等

イ 市町村及び医師会への情報提供（ の内容をメール等にて）

- ・住民や医師会会員への周知を依頼する
- ・市町村は、回覧板、行政無線などあらゆる媒体を活用し帰国者・接触者外来設置による診療体制について周知する

帰国者・接触者外来の場所は非公開とする(医療体制に関するガイドライン p137)

【保健所】

設置予定医療機関への要請

健康危機管理課の指示を受け、速やかに設置予定医療機関へ帰国者・接触者外来の設置を要請する。

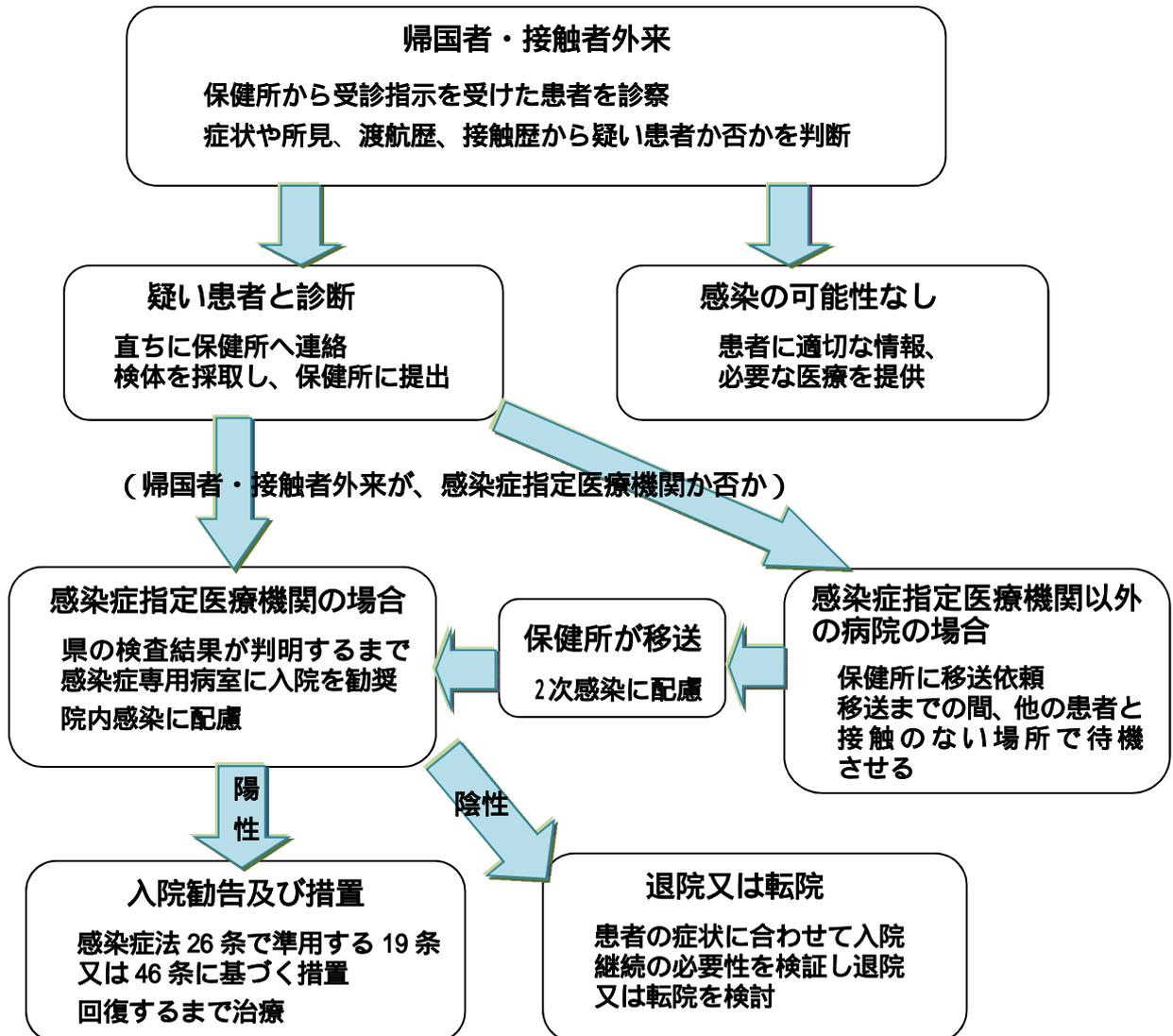
一般医療機関への情報提供・協力依頼

新型インフルエンザ等患者が、帰国者・接触者外来以外の一般の医療機関を受診する場合に備えた院内感染対策とともに、個人防護具の準備等を依頼する。

相談対応の開始

新型インフルエンザ等相談窓口において、発生国からの帰国者や患者の濃厚接触者からの相談対応を開始する。

帰国者・接触者外来受診後の標準的フロー



【保健所】

健康危機管理課への報告

帰国者・接触者外来の受診状況等を、定期的に健康危機管理課へ報告する。

患者・検体の搬送

疑い患者が発生した場合は、帰国者・接触者外来に出向き、検体を受け取り、保健環境科学研究所へ搬送する。

帰国者・接触者外来が感染症指定医療機関以外の場合は、最寄りの保健所が疑い患者を感染症指定医療機関へ搬送する。

何れの場合も、その都度健康危機管理課へ報告する。

濃厚接触者の調査の実施

国から示される調査要領に基づき調査を実施する。

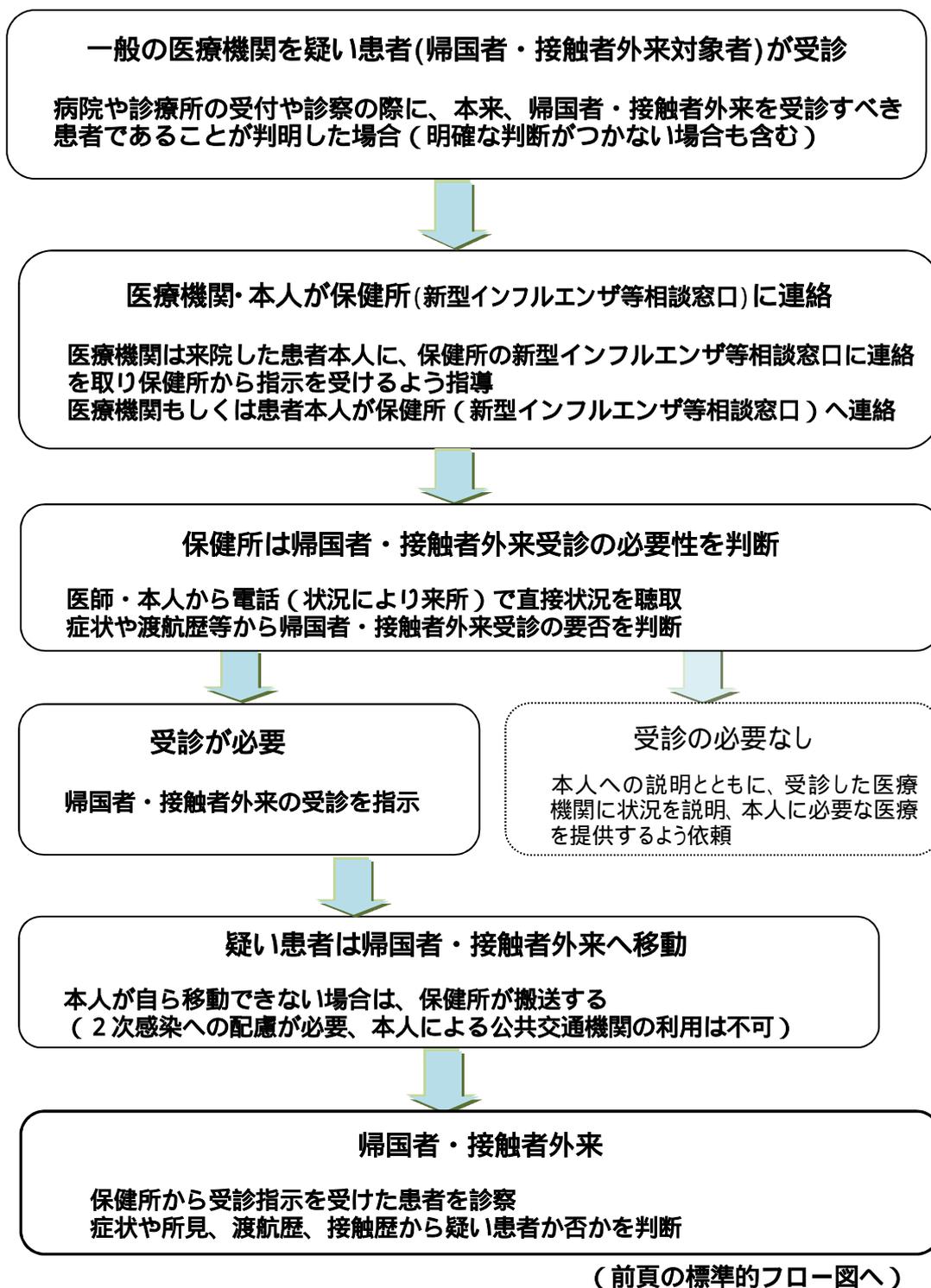
【健康危機管理課】

帰国者・接触者外来の受診状況把握

保健所からの報告により、定期的に帰国者・接触者外来の受診状況を把握する。

一般の医療機関を疑い患者が受診した場合のフロー

【前提】一般の医療機関は、発熱・呼吸器症状を有する患者のうち、発生国への渡航歴や患者との濃厚接触がない者（帰国者・接触者外来受診の対象とならない者）を対象に診療を実施するが、新型インフルエンザ等の患者等が、帰国者・接触者外来を受診せず、直接、一般の医療機関を受診する可能性があることを踏まえて対応する。



帰国者・接触者外来の中止

次のような場合には、県、感染症指定医療機関の医師、県医師会で協議し、帰国者・接触者外来の中止の時期について検討する。

県内感染期に至ったと判断される場合

以下のような状態になった場合（末尾の（ ）内は判断の主体者）

- ・患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態（県）
 - ・帰国者・接触者外来の受診者数が増加し対応が困難になった状態（感染症指定医療機関）
 - ・一般医療機関の外来で新型インフルエンザ等患者の発生数が増加した状態（県医師会）
- 隣接県で患者が多数発生するなどの状況から、帰国者・接触者外来を継続する意義が低下した場合
- 国が新型インフルエンザ等の病原性が低いと判断した場合

【健康危機管理課】

帰国者・接触者外来中止の連絡

保健所、感染症指定医療機関、県医師会に帰国者・接触者外来の中止を連絡する（理由、時期、今後の対応等）

県民への周知

報道機関を通じて周知する

市町村、県医師会への連絡

住民、会員への周知を依頼する。

【保健所】

帰国者・接触者外来への中止の連絡

健康危機管理からの連絡を受け、帰国者・接触者外来設置医療機関へ中止の連絡を行う。

一般医療機関への連絡

健康危機管理からの連絡を受け、管内医療機関等へ帰国者・接触者外来中止（全医療機関での受診への移行）の連絡を行い、その旨を郡市医師会へ連絡する。

（２）医療機関等への情報提供**【健康危機管理課】**

・保健所、県医師会等への情報提供

国から提供される新型インフルエンザ等の症例定義及び診断・治療等に資する情報を保健所、県医師会等に迅速に提供する。

【保健所】

・管内医療機関等への情報提供

健康危機管理課から受けた情報を管内医療機関等へ提供し、その旨を郡市医師会へ連絡する。

(3) 検査体制の整備

【目的】新型インフルエンザ等のまん延防止対策の実施のため、適切に確定検査を実施できるよう、インフルエンザの迅速診断キット及びPCR等による検査を実施
 【始期】新型インフルエンザ等の海外発生期以降
 【実施期間】検査体制が整備されてから県内発生早期までの間

【健康危機管理課】

検査体制の周知

各医療機関に対し、保健所、県医師会を通じて、保健環境科学研究所（以下「保環研」）における検査体制が整備されたことを周知する。

また、県ホームページ、報道機関への投げ込み等により広く周知する。

検体搬送時の県警への協力要請

検査結果が陽性だった場合は、県警に連絡し、国立感染症研究所への検体搬送について必要に応じて協力を要請する。

【保健所】

医療機関と連携した検体の採取、持込みをスムーズに行う体制の確保

医療機関への協力の要請

帰国者・接触者外来またはその他の医療機関において、新型インフルエンザ等の症例定義に基づき患者と診断するか または 感染が疑わしいと判断した場合は、

- ・速やかに保健所へ連絡すること
- ・検体の採取に協力すること

検体の採取

医療機関から、新型インフルエンザ等の患者または感染が疑わしいと判断された者についての連絡を受けたとき、保健所長はPCR検査の必要性を判断し、必要な場合は、保健所職員に指示し速やかに検体を確保する。

保環研への連絡と検体の持込み

保健所は、保環研のPCR検査の窓口担当者に連絡し検査を依頼するとともに、搬送担当者が医療機関に出向き検体を受け取り、保環研に搬送する。

関係機関への連絡

保健所は、PCR検査の実施を依頼した旨、健康危機管理課に連絡する。

検査結果判明後の対応

保環研から検査結果の報告を受け、結果を患者、医療機関、健康危機管理課等に連絡する。

【保環研】

新型インフルエンザ等のPCR検査を優先的に実施する体制を整備する。

(4) 予防投与

抗インフルエンザウイルス薬の予防投与について

【目的】新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、感染する可能性がある。感染した場合、無症状または軽微な症状の時期であっても他人に感染させるおそれがあることから、海外発生期及び県内発生早期には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を必要に応じ実施する。

【健康危機管理課】

医療機関に対する予防投与実施の要請

国からの要請に応じて、県医師会に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の実施を必要に応じ要請する。

使用する薬剤は、国の方針等を踏まえ、県の備蓄薬の使用も含めて検討する。

・ 予防投与の対象者として想定される者

- ア 患者の同居者
- イ 同居者を除く患者との濃厚接触者及び患者と同じ学校、職場等の者
- ウ 医療従事者等（保健所の医師・保健師を含む）
- エ 搬送従事者
- オ 水際対策関係者

・ 予防投与の実施者

- ア 保健所の医師
積極的疫学調査の結果、濃厚接触者と判明した者へ実施する。
- イ 医療機関及び検疫所等の医師
患者に濃厚接触した医療従事者等や水際対策関係者へ実施する。

医療機関、医薬品卸業協会に対する要請

薬務衛生課を通じて、医療機関に抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用を要請するとともに、医薬品卸業協会に安定流通の確保を要請する。

【保健所】

医療機関への周知

管内の医療機関に対し予防投与の適切な実施について周知する。

保健所長による予防投与の実施

保健所長は、積極的疫学調査の結果、濃厚接触者と判明した者に対し本人の同意を得て、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。

6 県民生活・経済の安定

【健康危機管理課】

指定地方公共機関への要請

自らの業務計画に基づき事業継続に向けた準備を行うようメールで要請する。

指定地方公共機関その他の団体等に対する情報提供

指定地方公共機関及び新型インフルエンザ等対策協議会の構成団体等に対し、新型インフルエンザ等の発生状況及び県の対策について、県の専用ホームページを通じて情報を提供し、感染予防対策を勧奨する。